

①「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」

第七号様式（第十六条関係）

(A 4)

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結  
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

●●年 4月 ●日

届出時の免許証番号 国土交通大臣（●）第●●●●号  
商号又は名称 霞ヶ関不動産株式会社  
郵便番号 ●●●一●●●●●  
主たる事務所の所在地 ●●県●●市●●町●丁目●番●号  
氏名 山田 太郎 印  
電話番号 ●●●一●●●●一●●●●●  
ファクシミリ番号 ●●●一●●●●一●●●●●

免許権者  
(●●地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、●●知事)

●●地方整備局長 殿

記

1 基準日

●●年 3月 31日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について  
(すべて保険のため省略)

全て保険加入により資力確保措置を講じたとき、2の記入は  
「全て保険のため削除」と記載することにより省略可。

3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
●●●●保険	200
●●●●保険	165
合計戸数	365

4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

365

「3」の合計戸数

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1 (3) ②及び(4) ②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2 の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5 の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。